



質問1

内科医ですが、隣家の火の不始末により診療所が全焼してしまいました。幸いにも火災保険に加入していましたので保険金2,000万円を受け取りました。この建物の帳簿価額は500万円です。この保険金は、事業所得の収入金額に含まれるのでしょうか。

回答 固定資産の損害に基因して支払いを受ける保険金については、所得税は課税されません。

所得税では、火災などによって保険金の支払いを受けた場合、その保険金の額が損害を受けた資産の取得価額を上回って所得が生ずることとなっても、その所得に対しては課税しないことになっています。

しかし、医薬品などの棚卸資産は、販売してその代金を収受することを本来の目的として保有しているものですので、これを販売して代金を受け取る代わりに保険金を受け取っても同じでありますから、棚卸資産の場合は課税の対象とされ、その損害について受けた保険金は事業所得計算上の収入金額に算入することになっています。なお、損害を受けた棚卸資産の仕入代金は、売上原価の計算を通じて自動的に必要経費に算入されます。

ところで、棚卸資産を除く事業用の資産に、損失が生じた場合は、その損失額は保険金で補てんされる部分を除き必要経費となります。つまり、保険金の額は必要経費の計算上資産損失の額から差し引き、損失額を上回っても、上述のとおりその上回る部分の所得は非課税とされます。したがって、ご質問の場合の損害保険金は、診療所の損害額の計算上差し引かれるにとどまり、その超過額（いわゆる保険差益）については課税の対象にならないことになります。

質問2

私は麻酔科診療所を開設しており、主な業務内容は、他の病院からの依頼（対診）によって出張麻酔を行い、他科の医師（主治医）と共同医療を実施しているものです。この場合、他科の医師と共同で行った手術等に対して行った麻酔施術の診療報酬請求につきまして、社会保険診療報酬の所得計算の特例（租税特別措置法第26条）の適用はあるのでしょうか。

回答 業務委託契約に基づいて受領する報酬は、社会保険診療につき支払いを受けるべき金額に該当しないため、租税特別措置法第26条の適用を受けることができません。

租税特別措置法第26条の規定は、医業または歯科医業を営む個人が適正な社会保険診療報酬につき支払いを受けるべき金額を有する場合に適用されるものです。この社会保険診療とは、健康保険法等の規定に基づく療養の給付等をいいますが、同法等によれば保険医療機関等が療養の給付等を行った場合には、その費用は、被保険者および政府等の保険者に対して請求することとされています。

そうすると、租税特別措置法第26条に規定する社会保険診療につき支払いを受けるべき金額とは、療養の給付等を行った保険医療機関が、被保険者および政府等の保険者に直接請求して受け取るものであると解されます。したがって、ご質問の業務委託契約に基づいて受領する報酬は、社会保険診療につき支払いを受けるべき金額に該当しないため、租税特別措置法第26条の適用を受けることができません。